

舞鶴高専地域テクノアカデミア会則

(目 的)

第1条 地域産業界と舞鶴工業高等専門学校（以下「舞鶴高専」という。）との、連携・交流を深めることにより、地域社会の発展に寄与すると共に、舞鶴高専との教育・研究を振興することを目的として、舞鶴高専地域テクノアカデミアを設ける。

(事 業)

第2条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 舞鶴高専と地域産業界の、連携・交流に関すること。
- (2) 技術相談、受託研究など技術研究開発及び技術者のリフレッシュ教育などの企業技術者育成に関すること。
- (3) 舞鶴高専の教育・研究の振興に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するため適当と考えられる事業。

(構 成)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する法人、団体、個人をもって構成する。

- 2 会計管理として、舞鶴高専総務課長を充てる。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名
- (5) 幹 事 若干名

(役員を選出と任期)

第5条 前条第1号から第4号までの役員は、総会において選出する。

- 2 前条第5号の役員は、会長が指名する。
- 3 役員任期は2年とする。
- 4 欠員が生じた場合の後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は重要事項を審議し、これを処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 幹事は、本会の庶務を担当する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、議長は会長をもって充てる。

第9条 総会は、毎年度1回開催し、総会において次の事項を行う。

- (1) 本会の事業推進についての重要事項の決定
- (2) 役員を選出
- (3) 会則の改正
- (4) その他必要な事項の決定

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

- 2 役員会において行う事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本会の事業の企画運営
 - (2) その他会務遂行上必要と認められる事項
- 3 役員会の開催が困難である場合は、文書によって協議することができる。

(会費等)

第11条 会員は、本会の円滑な運営を図るため、会費を本会へ納入するものとする。

- 2 年会費は、1口1万円とし、年度当初に事務局指定の口座に振り込むものとする。

(会計年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、舞鶴高専総務課に置く。

- 2 会計管理は、本会の現金及び預金を管理し、出納事務を行う。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

この会則は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。